

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 28 年 8 月 24 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N—（1—アミノ—1—オキソ—3—フェニルプロパン—2—イル）—1—（シクロヘキシルメチル）—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- (2) エチル=2—〔1—（4—フルオロベンジル）—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド〕—3—メチルブタノアート及びその塩類
- (3) 3—メトキシ—2—（メチルアミノ）—1—（4—メチルフェニル）プロパン—1—オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 知事が公示して定める物

1. (1) に掲げる物及びこれを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 210 号）第 3 条第 5 号の規定により同号の知事が公示して定める物（同号ロに掲げる用途に供する場合に限る。）に決めました。

## 3. 施行期日

平成 28 年 8 月 25 日

大阪府健康医療部  
薬務課麻薬毒劇物グループ  
TEL: 06-6941-9078（直通）  
FAX: 06-6944-6701